処 分 名	ふれあいセンター使用料減免		
処分の概要	申請により、ふれあいセンターの使用料の減免を行う。		
根 拠 法 令 名	松山市人権啓発施策推進条例(平成15年条例第4号)		
条  項	16条		
所 管 課	人権·共生社会推進課		
経由機関での処理期間			なし
所管課での処理期間			1週間
標準処理期間		計	1週間

審查基準

住民交流を目的とした教養文化活動や、地域社会に密着した活動等で使用する場合。

## 【根拠法令等】

松山市人権啓発施策推進条例

第16条 市長は、特別に理由があると認めるときは、使用料を減免することができる

松山市人権啓発施策推進条例施行規則

第13条 条例第16条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、松山市ふれあいセンター使用料減免申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は,前項の申請に基づき使用料の減免を決定したときは,松山市ふれあいセンター使用料減免決定書(様式第4号)を申請者に交付する。
- 3 前2項の規定にかかわらず, 市長が適当と認めるときは, 別に定める方法により, 使用料の減免をすることができる。

申請受付  申請者に決定書を交付	手続の流れ
$\downarrow$	
·	
	•